

四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 四街道市都市計画税条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第5項第1号中「及び個人番号又は法人番号」を「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」に改める。

第2条 四街道市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「第15条第37項」を「第15条第36項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「第15条第38項」を「第15条第37項」に改める。

附則第5項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第17項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の四街道市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。